

仕様書

1. 件名

ラトビア共和国における GIS プロジェクト発掘調査

2. 調査の背景及び目的

我が国は、平成 17 年 2 月に発効した京都議定書に基づく温室効果ガス(GHG)排出削減目標の達成に向け、総合的な取組を推進している。この京都議定書においては、先進国の技術・資金を用いた発展途上国での GHG 削減プロジェクトに起因する GHG 排出削減量の獲得 (CDM: クリーン開発メカニズム)、先進国間での GHG 削減プロジェクトによる GHG 排出削減量の獲得(JI: 共同実施)及び先進国における GHG 排出割当量の獲得 (ET: 国際排出量取引) を通して得られるこれら GHG 排出削減量等 (以下「クレジット」という。) による目標達成に係る柔軟措置が京都メカニズムとして認められている。既にエネルギー効率が世界最高水準にある我が国にとって、京都議定書の目標を費用効果的に達成するためには、この京都メカニズムを適切に活用していくことが重要である。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (以下、「NEDO」という。) は、ET の仕組みである GIS (グリーン投資スキーム) により、2009 年 10 月 5 日にラトビア共和国環境省との間で 150 万トンのクレジット購入契約を締結した。GIS では、NEDO からの購入代金は同国における GHG 排出削減プロジェクト等のグリーンング活動に使用されることになっており、GIS によるクレジット取得にはグリーンング活動が必要不可欠である。

これらの背景を踏まえ、本件はラトビア共和国における日本からの環境・エネルギー関連技術移転の推進とともに、グリーンング活動プロジェクトの推進を図り、京都議定書上の我が国の GHG 排出削減目標達成に資することを目的とする。

3. 調査対象プロジェクト

調査対象プロジェクトは以下の全ての要件を満たすこととする。

- (1) 対象国がラトビア共和国であること
- (2) GHG 排出削減が期待されること (原子力、新規植林及び再植林を除く)
- (3) 日本からの環境・エネルギー関連技術の移転があること
- (4) 環境・地域住民への悪影響がないこと
- (5) ラトビア共和国における法令等を遵守していること

なお、バイオマス又はバイオガスの利用、公共又は民生部門における建物のエネルギー効率改善を重点分野とする。

4. 調査委託業務内容

3 項記載の要件を満たすプロジェクトを現地調査等により 5 件以上発掘するとともに、各プロジェクトについて以下項目を調査し、それら成果を取り纏める。具体的な調査内容、方法及びスケジュールは受託者が検討・作成するが、必要に応じて NEDO が指示、調整する場合がある。また、調査の進捗に関して適宜 NEDO が報告を求める場合がある。

- (1) 各プロジェクトの概要及び導入予定の日本技術に関する評価 (技術の説明及び技術移転方法)
- (2) GHG 排出削減量 (根拠となる計算方法も記載すること)
- (3) プロジェクト期間 (根拠も記載すること)
- (4) プロジェクトの総投資額及び GHG 排出削減効果に関する評価
- (5) プロジェクトの資金調達の見通し
- (6) 環境・地域住民への影響配慮等に関する評価
- (7) ホスト国における法令等の遵守に関する評価
- (8) 事業性評価 (IRR 等)
- (9) GIS プロジェクトとして実施する際の問題点等の考察
- (10) ホスト国事業者の概要及び経営状況
- (11) ホスト国事業者による GIS プロジェクトとしての推進希望状況 (関心表明書を入手)

- (12) ホスト国事業者による日本技術導入希望状況（可能である場合、関心表明書等を入手）
- (13) その他（適宜 NEDO が中間報告を求める場合あり。）

5.調査期間

NEDO が指定する日から平成 22 年 3 月 19 日(金)までとする。

6.予算額

委託 1 件につき 1,000 万円以内とする。

7.成果物の提出

・提出する成果物

- ① 委託業務実績報告書
調査委託契約約款における様式 3 に基づいて作成する。
(http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/h21_3yakkan/chousa/index.html)
- ② 調査報告書
各プロジェクトについて 4 項(1)～(10)の調査内容をまとめる。なお、報告書は用紙サイズ A4 版、1 頁 2000～2500 文字を目安とし、Word 及び PDF ファイルとして和文で作成する。
- ③ 調査報告要約書
各プロジェクトについてテキストファイルとして和文及び英文でそれぞれ作成する。
- ④ プロジェクト要約版
添付 Excel ファイルとして各プロジェクトの要約版を作成する。
- ⑤ ホスト国事業者による GIS プロジェクトとしての推進希望の証明書
当該プロジェクトを GIS プロジェクトとして推進することのホスト国事業者の署名入り関心表明書等。書類がホスト国公用語の場合は、英訳を添付すること。
- ⑥ （入手可能である場合）ホスト国事業者による日本技術導入希望の証明書
当該プロジェクトに導入する主要技術を日本からの技術移転とすることのホスト国事業者の署名入り関心表明書等。書類がホスト国公用語の場合は、英訳を添付すること。
- ⑦ 企業経歴書及び財務諸表等
ホスト国のプロジェクト当事者全ての企業経歴書及び財務諸表等或いは経営状況がわかる資料（3 年分）。

- ・ 提出部数：上記①、⑤、⑥は原紙を提出する（⑤、⑥は代表者、又は責任者の署名等が必要）。また②～④、⑦は電子データとして CD-R に保存し、2 部提出する。
- ・ 提出期限：平成 22 年 3 月 19 日(金)

以上